

令和 年 月 日

## 「指定介護予防特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています  
(栃木県指定 第 0971200225 号)

当事業所はご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します

※当サービスの利用は原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員配置の状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと料金.....	3
6. 苦情の受付について.....	6
7. 非常災害対策について.....	7
8. 虐待防止のための措置について.....	7

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 京福会
- (2) 法人所在地 栃木県那須塩原市住吉町 5 番 10 号
- (3) 電話番号 0287-64-2511
- (4) 代表者氏名 理事長 田畑 陽一郎
- (5) 設立年月日 昭和 55 年 12 月 8 日

### 2. ご利用施設

- (1) 施設種類 指定特定施設・平成 14 年 4 月 1 日栃木県 0971200225 号
- (2) 施設の目的 要介護者及び要支援者に対して、必要な介護、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話などを提供するものである
- (3) 施設名称 ケアハウス ハッピーオーシャン
- (4) 施設の所在地 栃木県那須塩原市塩野崎新田 1 番地 1 号
- (5) 電話番号 0287-60-5201

(6) 施設長 ( 管理者 ) 氏名 高橋 順一

(7) 当施設の運営方針

施設の健全な環境整備に努め、入居者の人間性を尊重し明るく楽しい施設にし、お年寄りの皆様が安全の中で安心して生活できるよう援助する

(8) 開設年月日 平成12年4月1日

(9) 入所定員 60人

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室を用意しています。入居される居室は原則として個室ですが、ご夫婦での入居をご希望される場合は、コネクティングルームを用意しておりますので、その旨お申し出下さい。(ただし、ご契約者の身体の状況や空き状況によりご希望に沿えない場合もあります)

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	48室	
コネクティングルーム	12室	個室としてもご利用できます
合計	60室	
一時介護室	1室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	3室	家庭風呂、一般浴室、特殊浴室

※上記は、厚生省が定める基準により、指定特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### ☆ 居室に関する特記事項

当施設では、居室以外に以下の施設・設備をご利用いただくことができます。

(別紙施設案内図)

(2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

一時介護室	1日	1,500円	本人もしくは家族希望の場合
-------	----	--------	---------------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	12名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	2名
5. 機能訓練指導員	1名
6. 計画作成担当者	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：6：00～15：00 1名 日中：6：30～15：30 1名 日中：10：00～19：00 1名 日中：13：00～22：00 1名 夜間：22：00～翌早朝 6：00 1名
2. 看護職員 （機能訓練指導員）	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：9：00～18：00 1名 日中：10：00～19：00 1名
3. 機能訓練指導員	日中：14：00～16：30 1名 月・水・金曜日

☆土日は上記と異なります

## 5. 施設が提供するサービスと料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される。(介護保険対象サービス)
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく。(介護保険対象外)

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

※ 以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常 9 割) が介護保険から給付されます。

※ 一定所得のある方については、サービス利用時の負担割合が 3 割になります。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①入浴

- ・入浴または清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④夜間看護体制

- ・看護職員を 1 名以上配置し、看護責任者を定めています。
- ・協力医療機関との連携により、24 時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しています。

##### ⑤医療機関連携体制

- ・介護と医療との連携を強化するため、健康状態に関して継続的に記録するとともに、協力医療機関又は主治医に対して、定期的に情報提供を行います

##### ⑥その他自立への支援

- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金 (1 日あたり)〉 (契約書第 9 条参照)     〈別紙参照〉

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、

ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ① 理髪

[理髪サービス]

月に一回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000 円

#### ② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③ 写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10 円

#### ④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### ⑤ その他サービス

外来付添いサービス	1,500 円 / 時間	提携病院以外
外出行事の参加費	500 円 / 回	買物ツアー等
	1,000 円 / 回	日帰り旅行等
駐車料金（1台）	3,000 円 / 月	

☆ 経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

## (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

足利銀行 黒磯支店 普通預金 3492465

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：各種銀行・郵便局・信用組合等

(別途手続・引き落とし料金がかかります)

#### (4) 介護の場所（契約書第8条参照）

ご契約者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、ご契約者に対して、その居室の他、介護専用居室又は一時介護室において、サービスを提供します。その必要性の判断は、契約者の意思を確認し、契約者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

#### (5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません）

##### 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団京愛会 黒磯病院
所在地	栃木県那須塩原市高砂町 3-5
診療科	内科 外科 胃腸科

### 6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 深澤 宏一

○受付時間 毎日 9:00～18:00

また、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市役所 介護保険担当課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社 108-2 電話番号 0287-62-7113 受付時間
国民健康保険団体連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町 12-11 電話番号 028-622-7242 受付時間
栃木県社会福祉協議会	所在地 栃木県宇都宮市本町 3-6 電話番号 028-621-5298 受付時間

#### (3) 第三者評価事業について

当施設では、第三者評価事業による評価は実施していません。

7. 非常災害対策について

当施設では、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して消防計画を作成させるとともに、毎年度定期的な避難及び救出訓練を実施しております。

8. 虐待防止のための措置について

当施設では、虐待の発生又はその再発を防止する為、次のとおり体制を整えております。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底する。
- ② 虐待防止の為の指針を整備する。
- ③ 担当職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- ④ ③に掲げる体制を適切に実施する為の担当者を置く。

(2) 当施設では、サービス提供中に従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス ハッピーオーシャン

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省第37号（平成11年3月31日）第187条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階建

(2) 建物の延べ床面積 3443.96 m<sup>2</sup>

#### (3) 施設の周辺環境

新幹線那須塩原駅から車で五分のところに位置する。近年新興住宅地として開発されており、生活環境もおおむね整いつつある。また、那須連山八溝山系を望め自然環境にも恵まれている。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の要介護者に対して1名の介護職員を配置しています

**生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います  
2名の看護職員を配置しています。

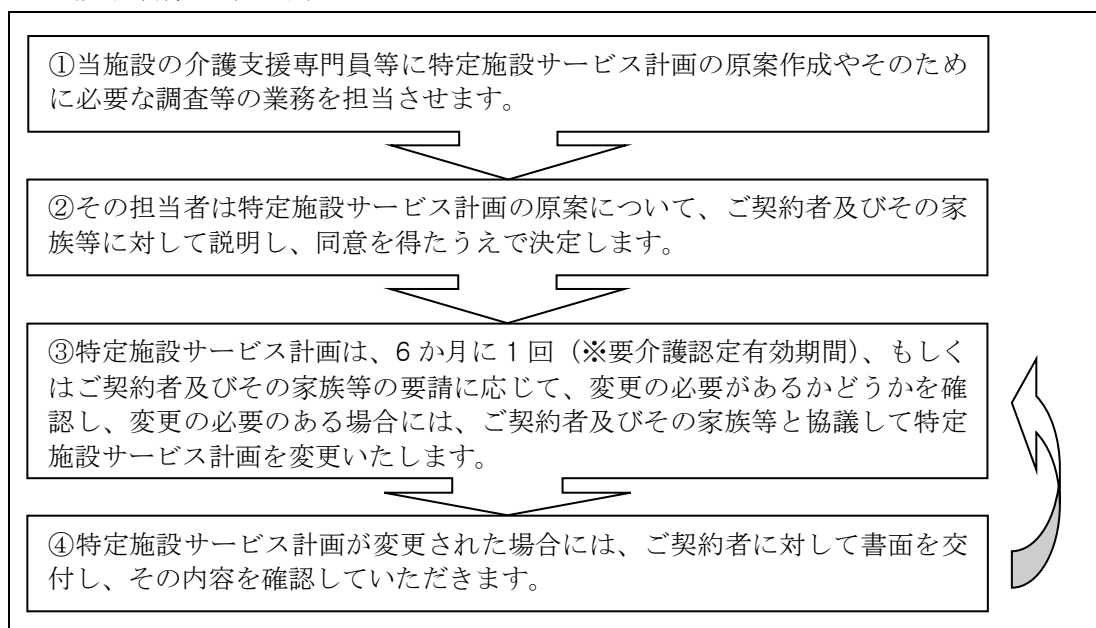
看護職員と協力病院との連携により、24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「特定サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「特定施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書第3条参照)





#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者の対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。

#### 5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期限は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期限満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③ 施設への入居契約が終了した場合
- ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

##### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの入所契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑤ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|--|

## (2) 事業者からの解約の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払が 3 ヶ月以上 (※最低 3 ヶ月) 遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li></ul> |
|---|

## (3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。